

## 港湾整備特別会計の経営健全化について

### 1 港湾整備特別会計の沿革

港湾整備特別会計は、昭和 49 年 4 月の北九州市港湾局発足時に北九州港管理組合から引き継いだ会計で、当時、「埋立事業」を受け持つ「埋立地造成特別会計」と、「機能施設事業」を受け持つ「上屋荷役機械等特別会計」に分かれていたが、昭和 60 年 4 月に両会計を統合して誕生した。

このような港湾整備特別会計の長い歴史の中で、平成 3 年のいわゆるバブル経済の崩壊や平成 20 年の世界同時不況など、大きな社会経済情勢の変化を経験し、その都度、埋立分譲地の売却促進のための営業強化や徹底した経費削減をはじめとした経営努力によって、今日まで独立採算により実質収支を確保してきた。

### 2 港湾整備特別会計の役割

本市では、古くからこの港湾整備特別会計により、コンテナターミナルや上屋などの港湾施設や、響灘、新門司などの大規模な臨海型分譲地を整備してきた。

これらは、本市の経済活動の基盤として、今日までの本市の発展に大きく寄与してきただけでなく、多くの企業の立地による新たな雇用の創出や税収増を本市にもたらしてきた。

#### ◆ 埋立事業の直接的効果（昭和 39 年度から平成 21 年度までの企業立地によるもの）

- ・ 企業立地件数： 844 件                      ・ 雇用人員： 約 9,000 人（※推計値）
- ・ 土地売却収入： 約 1,213 億円              ・ 税収額： 約 932 億円（※推計値）

※ 推計値は、立地企業ごとの立地面積や業種などをもとに、各種統計データ（北九州市税務統計、工業統計、事業所・企画統計調査など）を参考にして、税収（法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税）及び雇用人員を算定したものの。

### 3 港湾整備特別会計の現状

#### (1) 機能施設事業

荷さばき地、上屋、ガントリークレーンなどの機能施設使用料収入は、これまで大きな変動もなく安定して推移してきており、平成 21 年度の使用料収入は、平成 20 年秋からの経済不況の影響で減少したものの回復基調であり、今後の収支は、機能施設事業全体としては、これまでどおり順調に推移していくものと見込まれる。

## (2) 埋立事業

埋立事業は、起債により調達した資金などを活用して港湾施設と一体となった臨海型工業用地や流通業務用地を埋立造成し、後年度の市債償還の資金を土地売却収入などによって回収する仕組みであり、計画から造成地の売却まで長い年月を要する。

バブル経済の崩壊までは、順調な運営が行われていたが、バブル経済の崩壊以降、地価下落や長引く経済不況などにより、売却実績は当初の事業計画から大きく乖離し、資産と負債のバランスの悪化と収支の悪化を招くこととなり、会計内の経営努力のみでは会計運営が困難な状況となってきている。

平成 18 年度の包括外部監査においても、資産と負債の乖離を指摘されているところである。

## 4 港湾整備特別会計の課題

### (1) 資産と負債のバランスの悪化

バブル経済の崩壊後の長年にわたる地価の下落により、分譲地の資産価値が減少し、平成 16 年度以降は市債残高を下回る状況に陥っており、分譲地の資産を市債残高程度まで増やし、資産と負債のバランスを正常化させる必要がある。

### (2) 収支の悪化

長引く経済不況などの影響による分譲地の売却不振と地価の下落は、収入減と起債利息の増加という形で会計の収支を悪化させている。

港湾整備特別会計の収支は、社会情勢や景気の動向などに大きく影響されることから、現在の厳しい経済情勢などを踏まえ、有効な健全化策を実施することで、収支の黒字を維持する必要がある。

## 5 港湾整備特別会計の経営健全化

港湾整備特別会計は、雇用や税収という面から本市経済を支える重要な会計であり、今後も会計が長期的に持続可能であり続けるため、会計が所管する資産の状況や他都市の健全化事例の調査などをもとに、会計の健全化策について検討を行ってきた。

その結果、以下に示す基本方針に基づいて、平成 23 年度から、一般会計からの支援も含めた健全化策を実施することとする。

### (1) 経営健全化における基本方針

#### ① 一般会計からの支援

港湾整備特別会計に対する一般会計からの支援については、特別会計が今後も引き続き、独立採算性を確保しながら、本市経済の発展に寄与するという役割を果たしていくことを前提として、企業立地を可能とする臨海用地の特別会計への譲渡や、行政目的として利活用を図るべき特別会計資産の購入を行う。

#### ② 更なる経営努力の推進

厳しい経営が続く中、港湾整備特別会計においては、これまでも分譲地の売却促進のための営業努力や徹底した経費削減に取り組んできたが、今後も会計内の更なる経営努力を推進する。

### ③ 新規埋立計画策定時の更なる採算性の重視

港湾整備特別会計においては、現在、新たな埋立計画はないが、今後、埋立計画を策定する場合は、これまで以上に採算性を重視し、計画の妥当性について二重三重のチェックを行う。

## (2) 具体的な経営健全化策

### ① 廃棄物処分場の無償所属替

港湾整備特別会計の最大の課題である分譲地の資産価値と市債残高のバランスを正常化させるため、廃棄物処分場としての役割を終えた一般会計所有の処分場用地を特別会計に無償で所属替することで、資産の拡大を図り、港湾整備特別会計が所管する臨海部工業用地と一体となった効率的なインフラ整備とスピード感のある企業誘致を図る。

◆ 廃棄物処分場用地 : 面積 約 116ha、資産価値 約 117 億円

### ② 公共用地（緑地等）の売却

特別会計で整備した施設のうち、緑地など行政目的で利活用を図るべき資産については、一般会計に有償で所属替する。

◆ 緑地 : 面積 約 20ha、資産価値 約 69 億円

### ③ 貸付事業の見直し

臨海部産業用地貸付制度が創設された平成 17 年度以前に、港湾整備特別会計で特例的に企業に貸し付けていた分譲地について、貸付制度の一本化を図る意味からも臨海部産業用地貸付特別会計に売却する。

◆ 売却対象用地 : 面積 約 13ha、資産価値 約 40 億円

### ④ 分譲地の売却促進

新エネルギー産業など本市の特性を生かせる企業誘致に積極的に取り組み、未売却分譲地の売却促進に努める。

### ⑤ 集荷、創貨による貨物取扱量の増加

企業ニーズに対応した物流ビジネスモデルの構築や、きめ細かなポートセールスなどにより、新規航路の誘致や集荷、創貨を推進することで、北九州港全体の貨物取扱量の増進を図る。

### ⑥ 施設の再編及び資産活用の見直し

荷さばき地や上屋などのうち、利用率の低い施設について、機能施設の再編に向けた検討を行い、財産処分を含めた利用転換による活用を図る。

### ⑦ 事業費等の縮減

企業の立地に合わせたインフラ整備を行うことで、整備費の縮減を図るとともに、各地区の埋立残工事についても、安価な埋立用材の利用や経済的な工法の採用などにより、徹底した工事費の圧縮を実施し、事業費の縮減を図る。

また、施設の管理費については、アウトソーシングにおける競争入札の導入や推進や施設の管理統合などにより、管理費のトータルコストを縮減する。

## 6 経営健全化による今後の見通し

今回の経営健全化策を実施することにより、資産と負債のバランスは正常化され、実質収支についても、中長期的に黒字で推移する会計となる見込みである。

今後、一般会計からの支援を受ける以上、そのことを重く受け止め、会計内において、更なる営業努力と徹底したコスト削減を行うとともに、今回策定した経営健全化策を確実に実施していくことで健全な会計を維持し、本市経済の更なる発展に大きく寄与していくよう努めていきたい。

### ◆ 平成 23 年度から平成 27 年度までの5カ年の実質収支見込み

- ・健全化策を講じない場合 → 約 102 億円の赤字
- ・健全化策を講じた場合 → 約 8 億円の黒字 ⇨ 約 110 億円の改善